

山形県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

令和2年2月13日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2条 人事行政の運営の状況に関し広域連合長が公表しなければならない事項は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 任免及び職員数の状況
- (2) 人事評価の状況
- (3) 給与の状況
- (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 休業の状況
- (6) 分限及び懲戒の処分の状況
- (7) サービスの状況
- (8) 退職管理の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(公表の時期)

第3条 広域連合長は、毎年11月末日までに、前条各号に掲げる事項及び法58条の2第2項の規定により報告を受けた事項の概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年形広連条例第1号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。